

非核三原則の早期法制化を求める意見書(案)

広島・長崎の原爆被爆から66年が経過した。「ふたたび被爆者をつくるな」という原爆被害者の悲痛な願いをはじめとして、わが国の「非核三原則」を国是とする核兵器反対の政策は、世界中の国々、国民を動かして、幾度となく訪れた核兵器使用の危機を防いできた。

今、核兵器廃絶をめざす潮流は、さらにその流れを強めている。核兵器を使用した唯一の国であるアメリカのオバマ大統領が「核兵器のない世界」を追求していくことを明言した。

今こそ日本は、核戦争唯一の被害国として、核兵器廃絶に向けた主導的役割を果たすべき時である。

そのためにも「非核三原則」を国是としてかかげるだけでなく、その法制化を早期にはかることによって、国際的な世論のリーダー役としての明確な意思を示すことができるものである。

よって、国会及び政府におかれては、被爆国日本として世界の諸国、諸国民からよせられている期待の大きさを踏まえて、「非核三原則の法制化」を早期に決断されることを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月29日

様

和歌山県議会議長 山下 直也

(提出者)
雑賀 光夫
松坂 英樹
高田 由一
角田 秀樹

(意見書提出先)
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣